

改葬許可手続きのご案内

埋葬（納骨）されているご遺骨を別の場所へ移すことを「改葬」といいます。改葬には、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、**改葬許可証**が必要となります。以下の内容をご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

●申請先：結城市役所市民課

改葬許可証の申請先は、ご遺骨が現在置かれている場所（埋葬・納骨・保管されている場所）の市区町村になります。結城市役所で改葬許可証を発行できるのは、**結城市内にご遺骨が置かれている場合のみ**になりますのでご注意ください。

●改葬許可証の発行手続きに必要なもの

1. 改葬許可申請書

※市民課窓口でお受取りください。他市町村役場で使用されている申請書もご利用いただけます。

2. 現在ご遺骨が埋葬または納骨されている証明書（埋葬・納骨証明書など）

※ご遺骨の置かれた墓地の管理者から発行されます。証明書の様式がない場合には、改葬許可申請書の証明欄をご利用いただき、墓地管理者から証明をいただけてください
※共同墓地などで管理者が不明の場合は、死亡の事実を確認させていただくため、戸籍謄本の提出が必要となります。

3. 改葬先の墓地・納骨堂の管理者が受入れを認める証明書

※受入証明書、永代使用許可書、墓地使用承諾書、契約書等がございます。

4. 墓地使用者承諾書（申請者が墓地使用者と異なる場合のみ必要です）

※墓地使用者とは、日常的に改葬前の墓地を使用し管理されている方をいいます。

●申請窓口

▶結城市役所市民生活部 市民課窓口係 ☎0296-34-0409

〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地 本庁舎1階

※郵送での申請をご希望される場合は、事前に市民課窓口係へお問合せください。

●注意事項

1. ご申請は、ご遺骨一体につきそれぞれ必要となります。
2. 改葬先が未定の状態での許可証は原則お出ししておりません。
3. 申請書の内容確認のため、即日の許可証発行ができない場合がございます。

<<裏面の「改葬までの流れ」も併せてご確認ください>>

改葬までの流れ

① 改葬先の墓地を決める

- ・改葬のご申請をされる前に、改葬先の墓地・納骨堂をお決めください。
- ・改葬先が決まりましたら、改葬先が分かる書類をご用意してください。

② 改葬許可申請書入手する

- ・市民課窓口でお受け取りください。
- ※お住まいが遠方の場合、最寄りの役場で改葬許可申請書をお受け取りください。
- ・申請者と別に墓地使用者がいる場合には、墓地使用者の承諾書も必要となります。

③ 改葬許可申請書を記入する

- ・別紙の「改葬許可申請書記入例」を参考に、必要事項の記入をしてください。
- ・申請書下部の墓地管理者証明欄は、埋葬・納骨証明書などを別でご用意いただく際には省略いただけます。

④ 改葬許可申請書を提出する

- ・申請書と必要書類を市民課窓口係へご提出ください。
- ・ご申請者のご本人確認をさせていただきますので、身分証明書をご持参ください。

⑤ 改葬許可証を受け取る

- ・ご提出いただいた申請書に基づき、改葬許可証を交付いたします。

⑥ ご遺骨を改葬する

- ・現在使用されている墓地等からご遺骨を引き取り、新たに使用される墓地等へ改葬許可証を提出し、ご遺骨をお納めください

改葬のお手続きについては、市区町村によって必要書類が異なる場合がございます。結城市以外に埋葬・納骨されたご遺骨を改葬される場合には、必ず該当の市区町村役場へ必要書類についてご確認いただきますようお願いいたします。